



図 8-1-7-4(15) 石尊山 落葉期（現状）



注：図中の対象事業実施区域は手前に存在する木々の隙間から視認できると予測したものであるため、透視度を上げて表示している。

図 8-1-7-4(16) 石尊山 落葉期（将来）



図 8-1-7-4(17) 笠原集落 着葉期 (現状)



図 8-1-7-4(18) 笠原集落 着葉期 (将来)



図 8-1-7-4(19) 笠原集落 落葉期 (現状)



図 8-1-7-4(20) 笠原集落 落葉期 (将来)



図 8-1-7-4 (21) 栃本親水公園 着葉期（現状）



図 8-1-7-4 (22) 栃本親水公園 着葉期（将来）



図 8-1-7-4 (23) 栃本親水公園 落葉期（現状）



図 8-1-7-4 (24) 栃本親水公園 落葉期（将来）

(c) 評価の結果

a) 環境影響の回避、低減に係る評価

地形変形及び施設の存在に伴う景観への影響を低減するための環境保全措置は以下のとおりである。

- ・ 森林伐採量を最小限に抑え、残置林を確保し、周辺からの景観に配慮する。
- ・ 太陽光パネルは、低反射型太陽光パネルを採用する。

地形変形及び施設の存在に伴う景観への影響については、これらの環境保全措置を講じることから、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。

b) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討

埼玉県では、地域の特性を生かした景観の形成を進めるため、景観法（平成16年法律第110号）に基づき「埼玉県景観条例」及び「埼玉県景観計画」を定めている。一定規模を超える建築や工作物の新築や修繕、資材置き場の整備等の行為について、県の景観条例・景観計画に基づき市町村への届出が必要となる「景観計画区域」が定められており、その場所は「3-2 社会的状況 3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容（1）公害関係法令等 2）規制基準等 ⑧景観」に示したとおりである。また、景観計画区域には「3-2 社会的状況 3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容（1）公害関係法令等 2）規制基準等 ⑧景観」に示したとおり、一般課題対応区域と特定課題対応区域の2つに区分される。対象事業実施区域が位置する小川町は、特定課題対応区域及び圏央道以北高速道路沿線区域に指定されている。

届出の際は、外観色彩やデザイン等について、景観計画区域ごとに定める景観形成基準を踏まえる必要がある。

本事業においては、太陽光パネルが浮き上がって見えないように反射や眩しさを抑制した低反射型太陽光パネルを採用し、また、森林伐採量を最小限に抑えて残置林を確保し、周辺からの景観に配慮する計画としていることから、「埼玉県景観条例」及び「埼玉県景観計画」に示されている景観形成基準に整合しているものと評価する。